

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月25日
【会社名】	東洋電機製造株式会社
【英訳名】	TOYO DENKI SEIZO K. K. (TOYO ELECTRIC MFG. CO.,LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土田 洋
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目9番2号
【電話番号】	(03)3535-0631〔総務部〕
【事務連絡者氏名】	総務部長 伊藤 茂治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目9番2号
【電話番号】	(03)3535-0631〔総務部〕
【事務連絡者氏名】	総務部長 伊藤 茂治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 714,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,100,000株	単元株式数は1,000株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 平成22年10月25日開催の取締役会における決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称および住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,100,000株	714,000,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,100,000株	714,000,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。
なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
340		1,000株	平成22年11月10日(水)		平成22年11月11日(木)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期間内に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとし、
- 4 発行価格は本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
東洋電機製造株式会社 総務部	東京都中央区京橋二丁目9番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区大手町一丁目1番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
714,000,000	-	714,000,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、当社と割当予定先である株式会社日立製作所(以下「日立製作所」という。)との間での業務提携の一環として行われる資本提携の一部として実施されるものであります。

したがって、上記の差引手取概算額714,000,000円につきましては、日立製作所が発行する普通株式の市場買付けに全額を充当する計画であり、平成22年10月26日から平成23年3月31日までの間に順次支出する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理につきましては、当社銀行口座において適切に管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社日立製作所
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第141期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) 平成22年6月29日 関東財務局長に提出
	(四半期報告書) 事業年度第142期第1四半期(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) 平成22年8月11日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は、当該会社に対し、鉄道車両用電機品(電動機、制御装置、駆動装置)等を納入しております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成21年7月に策定した中期3ヶ年経営計画「チャレンジアッププラン」（平成21年6月～平成24年5月）にもとづき、グループ企業価値の増大や海外展開の強化を基本方針とする諸施策を推進しております。とりわけ海外市場における受注の拡大については、当社の重要な経営課題として位置づけ、これまでの間、他社との積極的な協業を模索してまいりました。

その結果、当社は平成22年10月25日の取締役会において、海外向けの鉄道車両用電機品事業に関して、グローバル市場における競争力強化とそれによる事業拡大を目的に、日立製作所との間で業務・資本提携を行うことを決議いたしました。

当社と日立製作所はそれぞれ、鉄道車両用電機品（制御装置を含む駆動システム、補助電源装置など）およびその関連システムに関して先進の製品群や技術、ノウハウを有しています。とりわけ、国内の鉄道事業者向けに培った、主制御機器を含む駆動システムは国内外の市場で高い信頼を得ています。当社が直流システム制御装置に加えてパンタグラフや歯車装置などの機械分野も得意とする一方、日立製作所は高速鉄道に採用されている交流システムの制御装置などに強みを有するなど、製品面で相互に補完し合える関係にあります。

今回の業務提携において、当社と日立製作所は両社のリソースを活用しながら、海外案件に対し、システムの取りまとめの分担や製品の相互供給を行っていくほか、製品設計・開発の分担についても検討していきます。さらに、海外案件向けの外部調達資材の共同購買や共同開発を行うことにより、システム競争力の強化、海外事業の拡大を図っていきます。

さらに今回の提携では、提携関係をより確実なものとする目的から、提携の一環として相互に両社の株式を保有することにしており、これらは当社にとって中長期的な事業の発展、企業価値の増大に資することになるものと判断しております。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定株式数である自己株式 2,100,000株

(平成22年9月30日現在、当社が保有する自己株式 2,548,555株)

e 株券等の保有方針

当社は割当予定先から、本件第三者割当により取得する株式の保有方針について、今回の業務・資本提携契約締結を契機とした一層の関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。また、当社は割当予定先に対して、本自己株式処分の期日（平成22年11月11日）から2年間において、割当予定先が本第三者割当にて取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書の発行を依頼する予定であり内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から本自己株式処分に対する払込みを自己資金にて行う予定である旨の報告を受けております。当社は、割当予定先の直近の四半期報告書（平成23年3月期第1四半期）からみて本自己株式処分の払込みに要する資金を上回る十分な現預金を有しており、また、割当予定先の社会・産業インフラシステム社財務本部へのヒアリングを行い、割当予定先の銀行預金残高、資金計画、財務資料等を確認し、当社への払込期日（平成22年11月11日）時点において要する資金については、特段問題がないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は東京証券取引所市場第一部に上場しており、会社の履歴、役員、主要株主等について広く公表している企業であります。当社は、割当予定先のホームページ及び東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書等の公開情報による調査及び割当予定先の社会・産業インフラシステム社コンプライアンス内部統制推進本部へのヒアリングを通じて、割当予定先が企業行動規範を作成し、反社会的勢力と一切関係を持たないことを宣言し役職員に徹底していることを確認しており、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、平成22年10月25日開催の本件第三者割当による本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日である平成22年10月22日の東京証券取引所における当社株式の終値と同額である340円と決定いたしました。

この処分価額は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（平成22年9月23日から平成22年10月22日まで）の終値平均値（364円）に対しては6.5%のディスカウント、直前3ヶ月間（平成22年7月23日から平成22年10月22日まで）の終値平均値（376円）に対しては9.7%のディスカウント、また、直前6ヶ月間（平成22年4月23日から平成22年10月22日まで）の終値平均値（423円）に対しては19.6%のディスカウントを行った金額となります。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向等を総合的に考慮すると、本取締役会決議日の直前取引日の市場価格が当社の客観的価値を反映していないと認めるに足りる事情は見当たらないことから、かかる直前取引日の終値が、いわゆる時価として当社の適正な価格であると判断しております。そのため、直前取引日の終値をもって本処分価額としており、ここからのディスカウントは行っておりません。

また、上記のとおり、本処分価額は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間、直前3ヶ月間及び直前6ヶ月間の終値平均値からはいずれもディスカウントとなっておりますが、当社株式の終値の変動状況を見ると、特に直前6ヶ月間については1株あたり最高634円（平成22年4月26日）から最低336円（同年8月25日）と、直前1ヶ月間の最高401円（平成22年9月29日）から最低338円（同年10月21日）および直前3ヶ月間の最高416円（平成22年8月10日）から最低336円（同年8月25日）と比較して極端に上下の変動幅が大きく、かかる一定期間の終値平均値は、必ずしも当社の現在の株式価値を公正に反映するものではないと考えております。従って、本処分価額が、直前6ヶ月間の終値平均値から19.6%ディスカウントした結果となることも特段不合理なものではなく、かかる処分価額は会社法第199条第3項において定める「特に有利な金額」には当たらないと判断しております。

かかる処分価額について、当社の監査役4名全員（うち社外監査役2名）は、算定根拠となった市場価格が取締役会決議の直前取引日の終値であって、当社の直近の状況が市場評価に客観的に反映されており、とりわけ、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案しても、直前の市場価格が当社の現在の株式価値を客観的に示していると考えられること、また、処分価額について取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであることから、かかる算定根拠には合理性があり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量および株式希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量2,100,000株は、当社発行済株式総数46,575,000株に対し、4.51%（平成22年5月31日時点の総議決権数43,534個に対する割合は4.82%）であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、本件の割当先との業務・資本提携は当社の企業価値向上につながるものと考えており、従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当は、希薄化率が25%未満であること及び支配株主の異動を伴うものでないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,828,000	8.79	3,828,000	8.38
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	3,013,450	6.92	3,013,450	6.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,702,000	6.20	2,702,000	5.92
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,176,606	4.99	2,176,606	4.76
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	-	-	2,100,000	4.60
東洋電機従業員持株会	東京都中央区京橋二丁目9番2号	1,145,778	2.63	1,145,778	2.50
株式会社横浜銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,038,450	2.38	1,038,450	2.27
オークラヤ住宅株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	1,030,000	2.36	1,030,000	2.25
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,001,000	2.29	1,001,000	2.19
月島機械株式会社	東京都中央区佃二丁目17番15号	798,500	1.83	798,500	1.74
計		16,733,784	38.39	18,833,784	41.21

(注) 1 平成22年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年5月31日現在の総議決権数（43,534個）に、本第三者割当（自己株式数2,100,000株）による自己株式処分により増加する議決権数（2,100個）を加えて算出した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成22年10月25日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年10月25日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第149期事業年度）の提出日（平成22年8月31日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年10月25日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年8月31日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日
平成22年8月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき、金6円00銭

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、土田洋、田中啓資、寺島憲造、細田芳男、辻井清行および植田

憲治の6名を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、大竹和矢および竹澤利器雄の2名を選任する。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈および役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	議決権の数			可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
	賛成	反対	棄権・無効		
第1号議案	30,090個	26個	0個	(注)1	可決(97.82)
第2号議案					
土田 洋	29,226個	714個	176個	(注)2	可決(95.01)
田中啓資	25,134個	4,806個	176個	(注)2	可決(81.71)
寺島憲造	25,140個	4,800個	176個	(注)2	可決(81.73)
細田芳男	25,448個	4,492個	176個	(注)2	可決(82.73)
辻井清行	25,441個	4,499個	176個	(注)2	可決(82.71)
植田憲治	25,447個	4,493個	176個	(注)2	可決(82.72)
第3号議案					
大竹和矢	29,694個	420個	2個	(注)2	可決(96.53)
竹澤利器雄	25,041個	5,073個	2個	(注)2	可決(81.41)
第4号議案	24,297個	5,817個	2個	(注)1	可決(78.99)

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権・無効の確認ができていない議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自 平成21年 6月 1日 (第149期) 至 平成22年 5月31日	平成22年 8月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 自 平成22年 6月 1日 (第150期 第1四半期) 至 平成22年 8月31日	平成22年10月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続きガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年8月28日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 里 村 豊

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 倉 邦 路

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 藤 栄 司

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東洋電機製造株式会社の平成21年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体

としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東洋電機製造株式会社が平成21年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年8月27日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 里 村 豊

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 倉 邦 路

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 藤 栄 司

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東洋電機製造株式会社の平成22年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体

としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東洋電機製造株式会社が平成22年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年8月28日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 里 村 豊

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 倉 邦 路

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 藤 栄 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第148期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社の平成21年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年8月27日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 里 村 豊

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 倉 邦 路

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 藤 栄 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第149期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社の平成22年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月14日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 里村 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小倉 邦路 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月13日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 里村 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唯根 欣 三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋電機製造株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。